

グループホーム 楓 運営規程
(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

第1条(事業目的)

医療法人社団慈広会が開設する認知症対応型共同生活介護事業「グループホーム 楓」が行う指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が要介護状態にある認知症高齢者の入居に対し、適正な共同生活介護を提供することを目的とする。

第2条(運営の方針)

- 1, 本事業は、要介護または要支援2の介護認定を受け認知症の状態にある方を共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、入居者の有する能力に応じた自立して、安心と尊厳のある日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。
- 2, 本事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第3条(事業所の名称)

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 医療法人社団慈広会 グループホーム 楓
所在地 神奈川県綾瀬市深谷中3-12-15

第4条(事業所の入居定員)

事業所の入居定員は1ユニット9名、2ユニット9名とする。

第5条(職員の種類・員数及び職務内)

本事業に勤務する職員の種類・員数及び職務内容は次のとおりとする。(2 ユニット)

職種	従事するサービス種類、業務	人員(1 ユニット)	人員(2 ユニット)
管理者	業務の一元的な管理	1 名(兼務)	1 名(兼務)
計画作成担当者	認知症対応型共同生活介護計画の作成	1 名(兼務)	1 名(兼務)
介護職員	介護業務	3 名以上(常勤)	3 名以上(常勤)
事務員	介護保険請求業務	1 名(非常勤・兼務)	1 名(非常勤・兼務)

第6条(入居条件及び入居にあたっての留意事項)

本事業の対象者は次の各号を満たす者とする。

- 1, 綾瀬市の介護保険被保険者であること。
- 2, 要介護または要支援2の認定を受け、かつ医師より認知症の診断を受けていること。
- 3, 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- 4, 自傷他害の恐れがないこと。
- 5, 常時医療機関において治療の必要のないこと。
- 6, 他の入居者に伝染する疾患がないこと。

第7条(退居条件)

1, 入居者が次の各項に該当する場合、退居していただくものとする。

- ① 要介護認定更新において、自立もしくは要支援1と認定された場合。
- ② 入居者が死亡、もしくは被保険者資格を喪失した場合。
- ③ 入居者が病気の治療その他の理由により、3か月以上事業所を離れることが決まり、その移転先が確定したとき。
- ④ 入居者が他の介護施設等への入居が確定したとき。
- ⑤ 入居者及び代理人が、正当な理由なく利用料その他の支払うべき費用を2か月滞納し、支払うように催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合。
- ⑥ 伝染疾患により、他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ本人の退居の必要があるとき。
- ⑦ 入居者の行動が他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ本人に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと管理者が判断したとき。
- ⑧ 入居者または入居者代理人等が故意に法令その他別途契約する利用契約に違反し、改善の見込みがないとき。

2, 退居に際しては、入居者及び代理人、家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関等と協議し、介護の継続が維持されるよう、退居に必要な援助を行うこととする。

第8条(介護の内容)

本事業の内容は、次のとおりとする。

- ① 食事、排泄、入浴、着替え、口腔衛生等の身の回りの介護支援
- ② 買い物、家事など日常生活を行うことによる機能訓練
- ③ 日常生活上の入居者自身には行うことが困難であることの世話
- ④ 入居者の必要に応じた相談、援助

いずれも、職員による見守りや促し、誘い掛けなどにより、入居者が主体となってその有する能力を最大限活用できる形で進めるものとする。

第9条(医療対応)

- 1, 医療機関の選定は、入居者及び代理人、家族と相談の上進めるものとする。その際、入居者が在宅生活時に利用していた医療機関に継続してかかること、往診を行っている医療機関の場合は往診を継続することも可能とする。
- 2, 入居者の医療機関への受診対応については、原則家族等にて行うものとする。
- 3, 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が発生した場合には、代理人等あらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡するとともに、事業者の判断対応で主治医、協力医療機関と連携をとり、適切な対応を図るものとする。

第10条(衛生管理)

- 1, 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2, 事業者は、従業員に対して衛生管理、感染症等についての知識、技術を高めるよう随時指導を行う。

第11条(介護計画の作成)

- 1, 指定認知症対応型共同生活介護サービス・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、入居者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に指定認知症対応型共同生活介護計画・指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。
- 2, 介護計画の作成、変更に際しては、入居者及び代理人、家族に対し当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3, 入居者に対して、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

第12条(従業者の研修)

事業者は、入居者への介護支援サービスの質を常に向上することを目的に、従業者に対して次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後 1 か月以内
- ② 継続研修 年2回以上

第13条(利用料金等)

1, 本事業所が提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、ご契約者の自己負担額はご入居者の負担割合に応じた額とする。

なお、厚生労働大臣が定める基準額は、重要事項説明書に提示するものとする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 敷金 130,000 円(退去時に返却。ただし、居室の清掃費用および利用状況により発生する修復費用等については、実費額を差し引く。)
- ② 家賃 65,000 円/月
- ③ 食費 42,000 円/月 * 30 日間の場合
 (単価:朝食 350 円・昼食 600 円【昼 450 円 おやつ 150 円】・夕食 450 円)
- ④ 水道光熱費 21,000 円/月
- ⑤ 管理費 15,000 円(シーツ・ベッド・カーテン・消耗品)

2, その他日常生活において必要となる費用で、入居者が負担することが適当と判断されるものについては、別に実費料金の支払いを受ける。

- ・医療に関する費用
- ・理美容料金
- ・オムツ等の使用分
- ・個人的に使用する日用品(衣類、化粧品、歯ブラシ等)
- ・個人的に使用する医療品
- ・個人的に使用する介護用品
- ・個人的に購読する新聞、雑誌などの購読料
- ・レクリエーション費(材料費、交通費、入場料等)
- ・その他、上記に含まれない個人のために供する物品等

3, 月途中における入退居については、入退居日を含めた15日前での場合家賃・管理費をともに半額に、16日以降の場合は全額請求とする。

4, 外泊等の場合の食事代は、欠食分として減算する。ただし、家賃、水道光熱費については定額での請求とする。

5, 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、原則的に銀行口座からの自動引き落とし日より、指定期日までに受けるものとする。

第14条(個人情報の保護)

本事業所では、入居者の個人情報を取り扱う際には個人情報保護方針の下、その利用目的を限定し、あらかじめ入居者及び代理人、家族の同意を得ることとする。

第15条 (秘密保持)

本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないよう、就業規則に記載するとともに損害賠償などを含める内容の誓約書を提出しなければならない。

第16条(苦情処理)

本事業所の利用に関わる入居者からの苦情に対して適切に解決するための体制として、次のとおり対応する。

(1) 対象とする苦情の範囲

- ① 本事業所のサービス内容に関する事項
- ② 当事業所の利用契約の締結及び履行に関する事項

(2) 苦情申出者の範囲

入居者本人、代理人、家族等

(3) 苦情解決体制

- ① 苦情責任者 田中 恵子 医療法人社団慈広会 グループホーム楓 責任者
- ② 苦情受付担当 阿部 恵美 グループホーム楓 管理者
- ③ 第三委員
・綾瀬市役所高齢介護課
所在地 綾瀬市早川550
電話番号 0467-70-5636
対応時間 8:30~17:00
・神奈川県国民健康保険団体連合会
所在地 横浜市西区楠町27-1
電話番号 045-329-3447
対応時間 8:30~17:15

第17条(事故発生時の対応)

サービスの提供等により事故が発生した場合、当ホームは利用者に対し必要な措置を講じます。往診医へ連絡し指示を仰ぎ、協力医療機関・協力歯科医療機関または救急搬送で対応します。また、利用者及び代理人の指定する者、および保険者の指定する行政機関に対し速やかに連絡します。尚、書面にて承諾を得ます。

第18条(損害賠償)

- 1, 入居者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う、
- 2, 事業者は前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第19条(非常災害対策)

- 1, 非常災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2, 事業者は非常災害時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行う。

第20条(感染症対策)

- 1, 事業所は、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のため指針を整備する。
- 2, 事業所は、対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図るものとする。また従業員に対し、感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための研修を実施する。
- 3, 上記のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

第21条(身体的拘束等の禁止)

- 1, 本事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体的拘束等」という)を行わない。
- 2, 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3, 緊急やむを得ず身体拘束等を実施する場合は、その事由を利用者及び代理人等に【身体拘束等行動制限についての取扱要項】をもって説明し、同意を得るものとする。

第22条(虐待等の禁止)

- 1, 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2, 本事業所は、サービス提供中に、当該事業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第23条(ハラスメント対策)

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- 1, 従業員に対するハラスメント指針の周知・啓発。
- 2, 従業員からの相談に応じ、適切に対処する為の体制の整備。
- 3, その他ハラスメント防止のために必要な措置。

第24条(運営推進会議)

- 1, 本事業所は、周辺地域との相互理解を深め、地域に開かれ、地域と支えあうグループホームとなるために入居者、入居者の家族、事業所の所在する市町村の職員、地域住民の代表等により構成される運営推進会議を設置する。
- 2, 本事業所は 2 か月に 1 回運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

第25条(その他運営についての重要事項)

1. 事業所はこの事業を行うため、ケース資料、入居者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿類を整備する。
2. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者が定めるものとする。

第26条(短期利用介護予防認知症共同生活介護・短期利用認知症共同生活介護)

本事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や、短期利用者専用の居室等を利用し、短期利用の指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護(以下、「(介護予防)短期利用共同生活介護」という。)を提供する。

- ① (介護予防)短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき 1 名とする。
- ② (介護予防)短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ 30 日以内の利用期間を定めるものとする。
- ③ (介護予防)短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に従い、サービスを提供する。
- ④ 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、(介護予防)短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。
- ⑤ (介護予防)短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図るものとする。

附 則 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日 施行
 令和元年 11 月 1 日 改定
 令和 3 年 11 月 1 日 改定
 令和 4 年 1 月 1 日 改定
 令和 4 年 4 月 1 日 改定
 令和 7 年 4 月 1 日 改定